光 デ ィ ス ク 等 に よ る
給与支払報告書の提出について

帯広市 政策推進部 税務室 市民税課

作　　成　平成 18 年 10 月

最終改訂　令和 8 年 10 月

Ⅰ　光ディスク等による給与支払報告書の提出に関する手続きについて

1　光ディスク等による調製について

光ディスク等での提出に当たっては、別紙内容に基づいた規格及びレコード内容の調製が必要です。

なお、使用可能な媒体は、ＣＤ（コンパクトディスク）又はＤＶＤに限ります。

2　『承認申請書』の提出及び事前テストの廃止について

令和５年度税制改正により、給与支払報告書等の提出義務者のうち eLTAX もしくは光ディスク等による提出義務制度の対象にならない者が、書面に替えて光ディスク等で給与支払報告書を提出する場合であっても市町村長による承認は不要となりましたので、令和５年分以降は新規で光ディスク等により提出される場合、承認申請書の提出は不要となりました。

3　費用の負担について

（１）給与支払報告書の提出時の費用

使用する光ディスク等は提出者にてご用意願います。また提出に係る送料につきましても提出者にて負担をお願いします。

（２）その他の費用

上記以外の費用負担については、当市と提出者による協議の上、個別に決定することとします。

4　その他

データの作成及び保管については、光ディスク等の特性上、容易に複製等が可能となりますが、暗号化やファイルの圧縮、パスワードの設定等は行わないようにお願いします。

また、データ提出の際には、ウィルスチェックを行い、コンピュータウイルスに感染していないことを十分に確認するようにしてください。

お預かりしたデータは当市の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、適切に取扱います。

Ⅱ　光ディスク等の作成及び提出について

1　光ディスク等による給与支払報告書の提出対象者

eLTAX 又は書面による提出の際と同じですが、退職者、乙欄適用者、パート従業員等で翌年度の住民税の特別徴収ができない者については、データ項目 No.134「普通徴収」の欄に“1”を入力してください。

2　光ディスク等のデータ内容及び作成に係る留意事項

別紙１『光ディスク等の規格等について』、別紙２『光ディスク等のファイルレイアウト（給与支払報告書データ）』及び別紙３『光ディスク等のデータ記載に関する留意事項』をご参照ください。

3　光ディスク等の提出の際の添付書類

光ディスク等により給与支払報告書を提出する際は、『給与支払報告書（電子データ用総括表）』（様式２）を添付してください。

また、ご提出いただく媒体について、光ディスクの場合はレーベル面に油性のフェルトペン等で次の事項を記載してください。

①　提出者名
②　指定番号
③　正本・副本の区別及び各複数枚ある場合の一連番号（「正本＊枚のうち＊枚目」等）

4　光ディスク等の提出に係る留意事項

（１）他の市町村において課税すべき給与所得者に係るデータを含めないでください。
（２）正本・副本の両方を提出してください。
（３）提出された光ディスク等の返却はしません。
（４）原則として eLTAX 又は書面による給与支払報告書の提出は必要ありません。
（５）ファイルがコンピュータウイルスに感染していないことを十分に確認してください。

5　eLTAX 又は書面による給与支払報告書の提出が必要な場合について

光ディスク等により給与支払報告書を提出した場合、原則として eLTAX 又は書面による提出は不要ですが、下記に該当する場合は、eLTAX 又は書面による提出が必要です。

①提出期限を超過して提出を行う場合
②提出したデータに誤りがあった場合（訂正分）
③提出したデータに記録もれがあった場合（追加分）
④摘要欄の記載項目（前職内容、年末調整時の扶養親族の氏名など）が欠落している場合
⑤光ディスク等によるデータの提出後に再提出する場合

なお、eLTAX にて提出を行う場合には、詳細をご確認ください。
・地方税共同機構ホームページ：https://www.lta.go.jp/
・地方税共同機構ヘルプデスク：0570-081-459（全国一律市内通話料金）

6　提出先、提出方法及び提出期限

（１）提出先　　〒080-8670　北海道帯広市西５条南７丁目１番地
　　帯広市 政策推進部 税務室 市民税課
（２）提出方法　　郵送又は窓口への提出
（３）提出期限　　**1 月 31 日　必着**（1 月 31 日が週休日の場合は 2 月最初の平日）

※随時データの確認作業を行いますので、準備ができ次第ご提出をお願いします。

Ⅲ　特別徴収税額通知書の光ディスク等による通知について

令和３年度税制改正により、令和６年度から特別徴収税額通知の副本データの送付は廃止となりました。そのため、光ディスク等により給与支払報告書をご提出いただいた場合、当市からの税額通知は特別徴収義務者用（事業所用）、納税義務者用（従業員用）ともに書面による通知を行います。

データでの税額通知の受取りを希望される場合は eLTAX による給与支払報告書の提出が必要です。当市より eLTAX を経由して電子正本を送信します。なお書面での通知は行いません。

別紙１　光ディスク等の規格等について

１　光ディスク等の規格

当市で取扱う媒体の規格は下記のとおりです。

項目＼種類		CD	DVD
光ディスク等の規格等	サイズ	12cm	12cm
	規格	CD－R	DVD－R
	記憶容量	650MB	片面 4.7GB
	フォーマット	ISO 9660 (Level2) / Joliet ※	
	記録形式	CSV（カンマ区切形式）	
	記録コード	シフト JIS	
	漢字水準	JIS の第 1 水準及び第 2 水準	

２　ファイル名称について

ファイル名称は、【315dat**.txt】としてください。ファイル名の中の“**”は、複数の媒体に分けて提出する際のファイル連番（「01」～「09」）としてください。ファイルが１つのみの場合は、「01」で結構です。

３　その他

ファイルの圧縮や暗号化は行わないでください。

別紙２　光ディスク等のファイルレイアウト（給与支払報告書データ）

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	留意事項
1	法定資料の種類	「315」を固定値で記録する。	半角・3文字	
2	整理番号1	ブランクとする。	半角・10文字	
3	本支店等区分番号	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。	半角・5文字以内	
4	提出義務者の住所(居所)又は所在地	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。	**全角**・60文字以内	
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	**全角**・30文字以内	
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。（例）「03-1234-5678」、「03(1234)5678」	半角・15文字以内	
7	整理番号２	ブランクとする。	半角・13文字	
8	提出者の住所(居所)又は所在地	ブランクとする。	**全角**・60文字以内	
9	提出者の氏名又は名称	ブランクとする。	**全角**・30文字以内	
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを訂正（取消しを含む。）するためのレコードの場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。	半角・1文字	当市では、光ディスク等での訂正分の 提出は認めていない為、この項目はブランクとしてください。
11	年分	支払の年を和暦で記録する。なお、元年分から９年分については、「01」～「09」と記録す	半角・2文字	
12	支払を受ける者〔住所又は居所〕	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。	**全角**・60文字以内	
13	支払を受ける者〔国外住所表示〕	支払を受ける者の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。	半角・1文字	
14	支払を受ける者〔氏名〕	支払を受ける者の氏名を記録する。	**全角**・30文字以内	
15	支払を受ける者〔役職名〕	書面による場合の記載に準じて記録する。	**全角**・15文字以内	ブランクでも結構です。
16	種別	同上	**全角**・10文字以内	
17	支払金額	同上　（注）未払金額を含む。	半角・10文字以内	
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	
19	給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	同上	半角・10文字以内	
20	所得控除の額の合計額	同上	半角・10文字以内	
21	源泉徴収税額	同上　（注）未徴収税額を含む。	半角・10文字以内	
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	
23	（源泉）控除対象配偶者の有無	主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。	半角・1文字	
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角・1文字	
25	配偶者（特別）控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	
26	控除対象扶養親族の数（特定　主）	控除対象扶養親族の数のうち、主たる給与分の特定扶養の数を記録する。	半角・2文字以内	
27	控除対象扶養親族の数（特定　従）	控除対象扶養親族の数のうち、従たる給与分の特定扶養の数を記録する。	半角・2文字以内	

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	留意事項
28	控除対象扶養親族等の数（老人　主）	控除対象扶養親族の数のうち、主たる給与分の老人扶養の数を記録する。	半角・2文字以内	
29	控除対象扶養親族等の数（老人　同居）	上記のうち、同居する直系尊属の数を記録する。	半角・2文字以内	
30	控除対象扶養親族等の数（老人　従）	控除対象扶養親族の数のうち、従たる給与分の老人扶養の数を記録する。	半角・2文字以内	
31	控除対象扶養親族等の数（その他　主）	控除対象扶養親族の数のうち、主たる給与分のその他（一般）扶養の数を記録する。	半角・2文字以内	
32	控除対象扶養親族等の数（その他　従）	控除対象扶養親族の数のうち、従たる給与分のその他（一般）扶養の数を記録する。	半角・2文字以内	
33	障害者の数（特別障害者）	扶養親族のうち、特別障害に該当する者の数を記録する。	半角・2文字以内	
34	障害者の数（同居特別障害者）	上記のうち、同居する特別障害者の数を記録する。	半角・2文字以内	
35	障害者の数（その他障害者）	扶養親族のうち、その他障害に該当する者の数を記録する。	半角・2文字以内	
36	社会保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	
37	上記（社会保険料等の金額）の内訳	社会保険料の内訳を、書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	
39	地震保険料の控除額	同上	半角・10文字以内	
40	住宅借入金等特別控除等の額	同上	半角・10文字以内	
41	旧個人年金保険料の金額	同上	半角・10文字以内	
42	配偶者の合計所得	同上	半角・10文字以内	
43	旧長期損害保険料の金額	同上	半角・10文字以内	
44	受給者の生年月日（元号）	受給者の生年月日の元号を記録する。昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録する。	半角・1文字	
45	受給者の生年月日（年）	受給者の生年月日の年を記録する。なお、元年～9年については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。	半角・2文字	
46	受給者の生年月日（月）	受給者の生年月日の月を記録する。なお、1月～9月については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。	半角・2文字	
47	受給者の生年月日（日）	受給者の生年月日の日を記録する。なお、1日～9日については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。	半角・2文字	
48	夫あり	ブランクとする。	半角・1文字	
49	未成年者	該当する場合には「1」を、該当しない場合には「0」を記録する。	半角・1文字	
50	乙欄適用	同上	半角・1文字	
51	本人が特別障害者	同上	半角・1文字	
52	本人がその他の障害者	同上	半角・1文字	
53	老年者	ブランクとする。	半角・1文字	
54	寡婦	該当する場合は「1」、該当しない場合には「0」を記録する。 （注）令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記載する。	半角・1文字	
55	寡夫	ブランクとする。 （注）令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	半角・1文字	
56	勤労学生	該当する場合には「1」を、該当しない場合には「0」を記録する。	半角・1文字	
57	死亡退職	同上	半角・1文字	
58	災害者	同上	半角・1文字	
59	外国人	同上	半角・1文字	

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	留意事項
60	中途就・退職（区分）	中途就職・退職の区分を記録する。 中途就職は「1」、中途退職は「2」、それ以外は「0」とする。	半角・1文字	中途就職と退職の両方に該当がある場合は、退職を優先させて記録してください。
61	中途就・退職（年）	中途就職・退職の年を記録する。なお、元年～9年については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。（年については和暦とする。）	半角・2文字	同上
62	中途就・退職（月）	中途就職・退職の月を記録する。なお、1月～9月については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。	半角・2文字	同上
63	中途就・退職（日）	中途就職・退職の日を記録する。なお、1日～9日については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。	半角・2文字	同上
64	他の支払者（住所(居所)又は所在地）	前職分を含んで年末調整した場合、その支払者の住所（居所）又は所在地を記録する。	**全角**・60文字以内	
65	他の支払者（国外住所表示）	前職分を含んで年末調整した場合、他の支払者の住所（居所）又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。	半角・1文字	
66	他の支払者（氏名又は名称）	前職分を含んで年末調整した場合、その支払者の氏名又は名称を記録する。	**全角**・30文字以内	
67	他の支払者（給与等の金額）	前職分を含んで年末調整した場合、書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	
68	他の支払者（徴収した所得税額）	同上	半角・10文字以内	
69	他の支払者（控除した社会保険料の金額）	同上	半角・10文字以内	
70	災害者に係る徴収猶予税額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	
71	他の支払者のもとを退職した年月日（年）	他の支払者のもとを退職した年月日の年を記録する。なお、元年～9年については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。（年については和暦とする。）	半角・2文字	
72	他の支払者のもとを退職した年月日（月）	他の支払者のもとを退職した年月日の月を記録する。なお、1月～9月については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。	半角・2文字	
73	他の支払者のもとを退職した年月日（日）	他の支払者のもとを退職した年月日の日を記録する。なお、1日～9日については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。	半角・2文字	
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（1回目・年）	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋に居住開始した年月日の年を記録する。なお、元年～9年については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。（年については和暦とする。）	半角・2文字	
75	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（1回目・月）	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、その適用に係る家屋に居住開始した年月日の月を記録する。なお、1月～9月については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。	半角・2文字	
76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（1回目・日）	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、その適用に係る家屋に居住開始した年月日の日を記録する。なお、1日～9日については、前にゼロを付加して「01」～「09」とする。	半角・2文字	
77	住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。	半角・1文字	
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	留意事項
79	住宅借入金等特別控除区分（１回目）	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第１項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第41条第５項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第１項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条第12項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第11項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第14項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条の２に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第１項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第41条第16項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第17項に規定する特例買取再販住宅、特例既存住宅、特例増改築等に該当し、同法同条第１項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例認定住宅等、特例買取再販認定住宅、特例既存認定住宅に該当し、同法同条第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。 （注）令和８年度（令和７年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和８年３月31日法律第12号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の３の２第１項又は第５項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「03」、同法同条第１項、第５項又は第８項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「13」を記録する。	半角・2文字	
80	住宅借入金等の額（１回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、１回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第１項、第６項、第11項若しくは第14項に規定する住宅借入金等の金額を記録する。	半角・8文字以内	
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（２回目・年）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、２回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日の年を記録する。（年については和暦とする）	半角・2文字	
82	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（２回目・月）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、２回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日の月を記録する。	半角・2文字	
83	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（２回目・日）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、２回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日の日を記録する。	半角・2文字	

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	留意事項
84	住宅借入金等特別控除区分（２回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、２回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第１項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第41条第５項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第１項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条第12項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第11項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第14項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条の２に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第１項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第41条第16項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第17項に規定する特例買取再販住宅、特例既存住宅、特例増改築等に該当し、同法同条第１項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例認定住宅等、特例買取再販認定住宅、特例既存認定住宅に該当し、同法同条第６項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。 （注）令和８年度（令和７年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和８年３月31日法律第12号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の３の２第１項又は第５項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「03」、同法同条第１項、第５項又は第８項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「13」を記録する。	半角・2文字	
85	住宅借入金等の額（２回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、２回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第１項、第６項、第11項又は第14項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。	半角・8文字以内	
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、３回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日（「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、２桁を使用し、１桁の場合は前にゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。	**全角**・300文字以内	

項目番号	項目名		記録要領	入力文字基準	留意事項
87	新生命保険料の金額		書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	
88	旧生命保険料の金額		同上	半角・10文字以内	
89	介護医療保険料の金額		同上	半角・10文字以内	
90	新個人年金保険料の金額		同上	半角・10文字以内	
91	16歳未満扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数を記録する。	半角・2文字以内	
92	国民年金保険料等の金額		書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	
93	非居住者である親族の数		同上	半角・2文字以内	
94	提出義務者の個人番号又は法人番号		提出義務者の個人番号（12桁の数字）又は法人番号（13桁の数字）を記録する。	半角・13文字以内	
95	支払を受ける者の個人番号		支払を受ける者の個人番号（12桁の数字）を記録する。	半角・12文字	
96	(源泉・特別)控除対象配偶者	フリガナ	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名のフリガナを記録する。	**全角**・30文字以内	
97		氏名	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名を記録する。	**全角**・30文字以内	
98		区分	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	半角・2文字	
99		個人番号	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の個人番号（12桁の数字）を記録する。	半角・12文字	

<table>
<tr><th>項目番号</th><th colspan="2">項目名</th><th>記録要領</th><th>入力文字基準</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td>100</td><td rowspan="4">控除対象扶養親族等(1)</td><td>フリガナ</td><td>控除対象扶養親族等(1)の氏名のフリガナを記録する。</td><td>全角・30文字以内</td><td></td></tr>
<tr><td>101</td><td>氏名</td><td>控除対象扶養親族等(1)の氏名を記録する。</td><td>全角・30文字以内</td><td></td></tr>
<tr><td>102</td><td>区分</td><td>控除対象扶養親族等(1)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr>
<tr><td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>04</td></tr>
<tr><td>居住者（上記以外の者）</td><td>00</td></tr>
</table>
なお特定親族特別控除の適用を受けた場合（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和８年中の合計所得金額の見積額が100万円以上の特定親族がいる場合）は、上記「控除対象親族の分類」に拠らず、特定親族各人別の特定親族特別控除の額（年末調整を行っていない場合は、令和８年中の合計所得金額の見積額）に応じて、次のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th rowspan="2">特定親族特別控除の額</th><th rowspan="2">区分
(特定親族が居住者)</th><th rowspan="2">区分
(特定親族が非居住者)</th><th colspan="2">合計所得金額</th></tr>
<tr><th></th><th></th></tr>
<tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62万円超(※)</td><td>85万円以下</td></tr>
<tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超</td><td>90万円以下</td></tr>
<tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超</td><td>95万円以下</td></tr>
<tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超</td><td>100万円以下</td></tr>
<tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超</td><td>105万円以下</td></tr>
<tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超</td><td>110万円以下</td></tr>
<tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超</td><td>115万円以下</td></tr>
<tr><td>６万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超</td><td>120万円以下</td></tr>
<tr><td>３万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超</td><td>123万円以下</td></tr>
</table>
※次の場合には、「58万円超」に読み替える。
（１）令和８年11月30日以前に年末調整を行った場合。
（２）年末調整を行っていない方で、令和８年11月30日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載されたところに応じ源泉徴収票を作成する場合。
（注）令和７年度（令和６年中）以前の給与支払報告書を作成する場合は、特定親族の区分はブランクとする。</td><td>半角・2文字</td><td></td></tr>
<tr><td>103</td><td>個人番号</td><td>控除対象扶養親族等(1)の個人番号（12桁の数字）を記録する。</td><td>半角・12文字</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目番号</th><th colspan="2">項目名</th><th>記録要領</th><th>入力文字基準</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td>104</td><td rowspan="4">控除対象扶養親族等(2)</td><td>フリガナ</td><td>控除対象扶養親族等(2)の氏名のフリガナを記録する。</td><td>全角・30文字以内</td><td></td></tr>
<tr><td>105</td><td>氏名</td><td>控除対象扶養親族等(2)の氏名を記録する。</td><td>全角・30文字以内</td><td></td></tr>
<tr><td>106</td><td>区分</td><td>控除対象扶養親族等(2)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr>
<tr><td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr>
<tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>04</td></tr>
<tr><td>居住者（上記以外の者）</td><td>00</td></tr>
</table>
なお特定親族特別控除の適用を受けた場合（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和８年中の合計所得金額の見積額が100万円以上の特定親族がいる場合）は、上記「控除対象親族の分類」に拠らず、特定親族各人別の特定親族特別控除の額（年末調整を行っていない場合は、令和８年中の合計所得金額の見積額）に応じて、次のとおり区分を記録する。
<table>
<tr><th rowspan="2">特定親族特別控除の額</th><th rowspan="2">区分
(特定親族が居住者)</th><th rowspan="2">区分
(特定親族が非居住者)</th><th colspan="2">合計所得金額</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62万円超(※)</td><td>85万円以下</td></tr>
<tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超</td><td>90万円以下</td></tr>
<tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超</td><td>95万円以下</td></tr>
<tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超</td><td>100万円以下</td></tr>
<tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超</td><td>105万円以下</td></tr>
<tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超</td><td>110万円以下</td></tr>
<tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超</td><td>115万円以下</td></tr>
<tr><td>６万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超</td><td>120万円以下</td></tr>
<tr><td>３万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超</td><td>123万円以下</td></tr>
</table>
※次の場合には、「58万円超」に読み替える。
（１）令和８年11月30日以前に年末調整を行った場合。
（２）年末調整を行っていない方で、令和８年11月30日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載されたところに応じ源泉徴収票を作成する場合。
（注）令和７年度（令和６年中）以前の給与支払報告書を作成する場合は、特定親族の区分はブランクとする。</td><td>半角・2文字</td><td></td></tr>
<tr><td>107</td><td>個人番号</td><td>控除対象扶養親族等(2)の個人番号（12桁の数字）を記録する。</td><td>半角・12文字</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目番号</th><th colspan="2">項目名</th><th>記録要領</th><th>入力文字基準</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td>108</td><td rowspan="4">控除対象扶養親族等(3)</td><td>フリガナ</td><td>控除対象扶養親族等(3)の氏名のフリガナを記録する。</td><td>全角・30文字以内</td><td></td></tr>
<tr><td>109</td><td>氏名</td><td>控除対象扶養親族等(3)の氏名を記録する。</td><td>全角・30文字以内</td><td></td></tr>
<tr><td>110</td><td>区分</td><td>控除対象扶養親族等(3)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。
<table><tr><th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr><tr><td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr><tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr><tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr><tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>04</td></tr><tr><td>居住者（上記以外の者）</td><td>00</td></tr></table>なお特定親族特別控除の適用を受けた場合（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和８年中の合計所得金額の見積額が100万円以上の特定親族がいる場合）は、上記「控除対象親族の分類」に拠らず、特定親族各人別の特定親族特別控除の額（年末調整を行っていない場合は、令和８年中の合計所得金額の見積額）に応じて、次のとおり区分を記録する。
<table><tr><th>特定親族特別控除の額</th><th>区分
(特定親族が居住者)</th><th>区分
(特定親族が非居住者)</th><th colspan="2">合計所得金額</th></tr><tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62万円超(※)</td><td>85万円以下</td></tr><tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超</td><td>90万円以下</td></tr><tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超</td><td>95万円以下</td></tr><tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超</td><td>100万円以下</td></tr><tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超</td><td>105万円以下</td></tr><tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超</td><td>110万円以下</td></tr><tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超</td><td>115万円以下</td></tr><tr><td>6 万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超</td><td>120万円以下</td></tr><tr><td>3 万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超</td><td>123万円以下</td></tr></table>※次の場合には、「58万円超」に読み替える。
（１）令和８年11月30日以前に年末調整を行った場合。
（２）年末調整を行っていない方で、令和８年11月30日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載されたところに応じ源泉徴収票を作成する場合。
（注）令和７年度（令和６年中）以前の給与支払報告書を作成する場合は、特定親族の区分はブランクとする。</td><td>半角・2文字</td><td></td></tr>
<tr><td>111</td><td>個人番号</td><td>控除対象扶養親族等(3)の個人番号（12桁の数字）を記録する。</td><td>半角・12文字</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目番号</th><th colspan="2">項目名</th><th>記録要領</th><th>入力文字基準</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td>112</td><td rowspan="5">控除対象扶養親族等(4)</td><td>フリガナ</td><td>控除対象扶養親族等(4)の氏名のフリガナを記録する。</td><td>全角・30文字以内</td><td></td></tr>
<tr><td>113</td><td>氏名</td><td>控除対象扶養親族等(4)の氏名を記録する。</td><td>全角・30文字以内</td><td></td></tr>
<tr><td>114</td><td>区分</td><td>控除対象扶養親族等(4)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。
<table><tr><th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr><tr><td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr><tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr><tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr><tr><td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>04</td></tr><tr><td>居住者（上記以外の者）</td><td>00</td></tr></table>なお特定親族特別控除の適用を受けた場合（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和８年中の合計所得金額の見積額が100万円以上の特定親族がいる場合）は、上記「控除対象親族の分類」に拠らず、特定親族各人別の特定親族特別控除の額（年末調整を行っていない場合は、令和８年中の合計所得金額の見積額）に応じて、次のとおり区分を記録する。
<table><tr><th>特定親族特別控除の額</th><th>区分（特定親族が居住者）</th><th>区分（特定親族が非居住者）</th><th colspan="2">合計所得金額</th></tr><tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62万円超（※）</td><td>85万円以下</td></tr><tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超</td><td>90万円以下</td></tr><tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超</td><td>95万円以下</td></tr><tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超</td><td>100万円以下</td></tr><tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超</td><td>105万円以下</td></tr><tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超</td><td>110万円以下</td></tr><tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超</td><td>115万円以下</td></tr><tr><td>6 万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超</td><td>120万円以下</td></tr><tr><td>3 万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超</td><td>123万円以下</td></tr></table>※次の場合には、「58万円超」に読み替える。
（１）令和８年11月30日以前に年末調整を行った場合。
（２）年末調整を行っていない方で、令和８年11月30日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載されたところに応じ源泉徴収票を作成する場合。
（注）令和７年度（令和６年中）以前の給与支払報告書を作成する場合は、特定親族の区分はブランクとする。</td><td>半角・2文字</td><td></td></tr>
<tr><td>115</td><td>個人番号</td><td>控除対象扶養親族等(4)の個人番号（12桁の数字）を記録する。</td><td>半角・12文字</td><td></td></tr>
<tr><td>116</td><td rowspan="4">16歳未満の扶養親族(1)</td><td>フリガナ</td><td>16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。</td><td>全角・30文字以内</td><td></td></tr>
<tr><td>117</td><td>氏名</td><td>16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。</td><td>全角・30文字以内</td><td></td></tr>
<tr><td>118</td><td>区分</td><td>16歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。</td><td>半角・2文字</td><td></td></tr>
<tr><td>119</td><td>個人番号</td><td>16歳未満の扶養親族(1)の個人番号（12桁の数字）を記録する。</td><td>半角・12文字</td><td></td></tr>
</table>

項目番号	項目名		記録要領	入力文字基準	留意事項
120	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。	**全角**・30文字以内	
121		氏名	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。	**全角**・30文字以内	
122		区分	16歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	半角・2文字	
123		個人番号	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号（12桁の数字）を記録する。	半角・12文字	
124	16歳未満の扶養親族(3)	フリガナ	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。	**全角**・30文字以内	
125		氏名	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。	**全角**・30文字以内	
126		区分	16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	半角・2文字	
127		個人番号	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号（12桁の数字）を記録する。	半角・12文字	
128	16歳未満の扶養親族(4)	フリガナ	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。	**全角**・30文字以内	
129		氏名	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。	**全角**・30文字以内	
130		区分	16歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	半角・2文字	
131		個人番号	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号（12桁の数字）を記録する。	半角・12文字	
132	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号		書面による場合の記載に準じて記録する。	**全角**・100文字以内	
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		同上	**全角**・100文字以内	
134	普通徴収		該当する場合には「1」を、該当しない場合には「0」を記録する。	半角・1文字	
135	青色専従者		同上	半角・1文字	
136	条約免除		同上	半角・1文字	
137	支払を受ける者のフリガナ		支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。	半角・60文字以内	
138	受給者番号		支払者（特別徴収義務者）において受給者に付設した番号を記録する。	半角・25文字以内	左記の字数制限は全国統一レイアウト によるものですが、当市のシステム上 頭から20文字しか読込みができません のでご了承ください。
139	提出先市町村コード		「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード（昭和45年行政管理庁告示第44号）」の該当コードを記録する。	半角・6文字	帯広市は「**012076**」が固定値です。
140	指定番号		帯広市の特別徴収義務者指定番号を記録する。	半角・12文字以内	帯広市は「**09**」もしくは「**10**」から始まる**8桁**の番号です。
141	基礎控除の額		書面による場合の記載に準じて記録する。 （注）令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	半角・10文字以内	
142	所得金額調整控除額		同上	半角・10文字以内	
143	ひとり親		該当する場合には「1」を、該当しない場合には「0」を記録する。 （注）令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。	半角・1文字	

項目番号	項目名	記録要領	入力文字基準	留意事項
144	控除対象扶養親族等の数（特親　主）	特定親族（年末調整を行っていない場合には、源泉控除対象親族のうちに令和８年分の合計所得金額の見積額が100万円以下の特定親族）の数を主たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。	半角・2文字以内	
145	控除対象扶養親族等の数（特親　従）	特定親族（年末調整を行っていない場合には、源泉控除対象親族のうちに令和８年分の合計所得金額の見積額が100万円以下の特定親族）の数を主たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。	半角・2文字以内	
146	特定親族特別控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。	半角・10文字以内	

別紙３『光ディスク等のデータ記載に関する留意事項』

（１）各項目共通

①半角文字の「,（カンマ）」は、各項目の区切り以外には使用しない。

（例）支払金額等の項目　……　×　1,200,000 　　○　1200000

②記録すべき事項がない項目については、記録を省略して区切りを表す「,（カンマ）」を記録する。
（CSV 形式では必ず「,（カンマ）」で各項目が区切られていなければならない。）

（例）半角の項目が記録不要の場合　……　前の項目,,後の項目

（２）住所、居所又は所在地

①都道府県名から順次記録する。ただし、道府県名については省略して入力しても差し支えない。

（例）　○　東京都港区台場１－１－１ 　　○　北海道札幌市中央区南１－２－３ 　　○　札幌市中央区北２－３－４ 　　×　中央区南４－３－２　　⇒　　○　札幌市中央区南４－３－２ （注）東京都については都を、政令指定都市については市名を省略しない。

②正式な町名等にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

（例）　×　北海道札幌市北区あさぶ町１－１　⇒　○　北海道札幌市北区麻生町１－１ 　　×　北海道札幌市北区アサブ町１－１　⇒　○　北海道札幌市北区麻生町１－１ 　　○　北海道札幌市北区あいの里１－１－１

③～県、～市、～町等の「県」「市」「町」等の文字については省略しない。また、句読点等によって代替しない。

（例）　×　神奈川　横浜　港北　新横浜　１－２－３ 　　×　神奈川、横浜、港北、新横浜、１－２－３ 　　○　神奈川県横浜市港北区新横浜１－２－３

④都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース１文字分の区切りがあっても差し支えない。

（例）　○　北海道帯広市西５条南７丁目１ 　　○　北海道□帯広市□西５条南７丁目１ 　　×　北海道□□帯広市□□西５条南７丁目１ 　　×　北海道、帯広市、西５条南７丁目１ （注）「□」は、全角スペース１文字分を表す。

⑤住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「－」「～」「・」（全角）のみ使用すること。

（例）　○　北海道札幌市中央区南１－１－１　　○　北海道札幌市中央区北１～１～１ 　　×　北海道札幌市東区１，１，１

⑥様方や気付はこの項目（住所、居所又は所在地）に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

⑦郵便番号は記録しない。

（3）氏名又は名称

①個人の姓と名の区切りには、全角スペース１文字分を記録する。
ただし、区切りが無い場合は、そのままでも差し支えない。

②個人の肩書等は記録しない。

（例）　×　部長　　田中　一郎　⇒　○　田中　一郎

③法人の代表者名は記録しない。

（例）　　×　帯広工業株式会社　代表取締役　山田　太郎　⇒　○　帯広工業株式会社

④法人の組織名には、次の略称を使用しても差し支えないが、必ずカッコ（全角）を付す。

（例）	○　帯広工業（株）	○（株）帯広工業	○　株）帯広工業
	○　帯広工業（株	×　帯広工業　株）	×（株　帯広工業

組織名	略称	
	漢字	カナ
株式会社	株、ＫＫ	カ、カブ
有限会社	有、ＵＫ	ユ、ユウ
合資会社	資	シ
合名会社	名	メ、メイ
医療法人	医	イ
協同組合	協	キョウ
農業協同組合	農	ノウ
漁業協同組合	漁	ギョ

組織名	略称	
	漢字	カナ
企業組合	企、企業	キ、キギョウ
組合連合会	組連	クミレン
財団法人	財	ザイ
社団法人	社	シャ
社会福祉法人	福	フク
宗教法人	宗	シュウ
学校法人	学	ガク

（4）外字等の取扱い

JIS 第１水準及び第２水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は、次のとおり取扱う。

①半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS 第１水準及び第２水準の全角文字に変換する。

（例）	「ｱ」（半角文字のｱ）	→	「ア」（全角１文字）
	「1」（半角文字の 1）	→	「１」（全角１文字）
	「㈱」（拡張文字の㈱）	→	「(株)」（全角３文字）
	「⑩」（拡張文字の⑩）	→	「１０」（全角２文字）

②人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。

③外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

（例）　「大藏」　→　「大蔵」　　「齋藤」　→　「斉藤」